

## 青森県建築工事単価等決定要領

### 1 適用

この要領は、「青森県建築工事積算基準」5の(2)における単価及び価格等の決定に適用する。

### 2 用語の定義

#### (1) 労務単価

労務単価とは、農林水産省及び国土交通省が所管する公共工事に従事した建設労働者の賃金等の実態を調査した結果を基に決定した公共工事設計労務単価をいう。

#### (2) 材料価格等

材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

#### (3) 複合単価

複合単価は、「公共建築工事標準単価積算基準」（以下「単価基準」という。）第2編～第4編に定める歩掛り並びに「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」に基づき計上した「材料価格＋労務費＋機械器具費＋仮設材費＋その他」の単位施工当たりの費用である。

#### (4) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づき、単位施工あたりの取引価格であり、材料費、労務費、機械器具費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成される。

物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用することができる。

#### (5) 単位施工単価

単位施工単価は、複合単価の算定方法と元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果を組み合わせることにより求められる価格であり、市場における取引実態を反映しつつも、単位施工当たりに必要とされる標準的な材料費、労務費等の内訳を把握できるようにした単価である。

細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価（以下「ベース単価」という。）は、(3) 複合単価の算定方法により算定する。

それ以外の規格・仕様の単位施工単価（以下「シフト単価」という。）は、ベース単価との乖離を、元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果に基

づき、次に示すとおり調整して算定する。

$$\text{シフト単価} = \text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}$$

シフト単価は物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用して調整することにより、その単価を算定することができる。

#### (6) 物価資料

物価資料とは、「Web建設物価」((一財)建設物価調査会提供)、「積算資料」((一財)経済調査会発行)、「建築コスト情報」((一財)建設物価調査会発行)及び「建築施工単価」((一財)経済調査会発行)をいう。

#### (7) 見積書

見積書とは、専門工事業者・メーカー・商社等から収集したものをいう。なお、見積価格には専門工事業者の諸経費(以下「下請経費」という。)を含むものとする。

### 3 物価資料及び見積書による材料価格等の決定方法

材料価格等を、物価資料及び見積書により決定する場合は、原則として次による。

#### (1) 物価資料による材料価格等の決定

- イ 積算を実施する時点での最新号の物価資料を使用する。
- ロ 物価資料の掲載地区の「青森」・「東北」・「全国」を県内全域に適用し、建設地に最も近い地区の材料価格等を採用する。
- ハ ロの地区に掲載のない場合は、「盛岡」・「仙台」・「東京」の優先順位により材料価格等を採用する。
- ニ 物価資料に掲載されている同地区の材料価格等は、いずれか低い方を採用する。ただし、物価資料のいずれかひとつにしか掲載のない場合は、その材料価格等を採用する。

#### (2) 見積書による材料価格等の決定

- イ 見積書を収集する場合は、「公共建築工事見積標準書式」によることとし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。また、原則として実勢価格による見積を専門業者等に依頼する。

なお、必要に応じてヒアリング等を行い取引状況等(実勢価格帯)を確認する。

- ロ 見積書は、原則として3社以上から収集する。ただし、見積書を収集しようとする品目を取り扱っているメーカー・商社などの数が限定されている場合及び特別な事情がある場合はこの限りではない。

また、見積書は紙(ファクシミリ含む)又は電磁的記録によることができることから、

単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等に確認し、「確認済」を見積書等に記載（手書きメモ等）する。

なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。（担当者印の代替としての直筆署名は不要）

ハ 次の①又は②の方法により算出したもののうち、最も低い価格を採用する。ただし、これによりがたい場合は別に決定することができる。

① 収集した見積書の最低価格を採用する。ただし、実勢価格以外の見積書を収集した場合については、その最低価格を実勢価格に補正する。

② 「建築工事積算単価表」等及び「設計単価表」等（青森県県土整備部）（以下「単価表等」という。）に、使用しようとする規格品掲載がないが同種品目類似規格品がある場合は、使用規格品及び類似規格品の見積書を収集し、次式により算出する。

$$A = B / B' \times C$$

A : 使用規格品の算出価格

B : 単価表等に掲載している類似規格品の材料単価

B' : 単価表等に掲載している類似規格品の見積書の最低価格

C : 使用規格品の見積書の最低価格

#### 4 市場単価の決定方法

(1) 単価基準 第1編2(3)の規格・仕様が単価基準各編記載の細目工種の摘要と一部異なるため、単価（以下「補正市場単価」という。）を設定する細目工種については、「公共建築工事積算基準等資料」（以下「基準等資料」という。）第4編各章による。

(2) 補正市場単価を算出するための補正方法については基準等資料附表1による。

(3) 市場単価は、建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」のいずれか低い方を採用する。

#### 5 単位施工単価の決定方法

(1) 工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合は次式により、その単価を調整して算定する。

$$\text{工事場所のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定したベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のシフト単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}$$

- (2) 単価基準 第1編2(4)の規格・仕様が物価資料に掲載されているものと一部異なるため、単価(以下「補正単位施工単価」という。)を設定する細目工種については、基準等資料第4編各章による。
- (3) 補正単位施工単価を算出するための補正方法については基準等資料附表2による。
- (4) 単位施工単価のうちシフト単価に用いる物価資料掲載価格は建築施工単価((一財)経済調査会発行)及び建築コスト情報((一財)建設物価調査会発行)に掲載されている「建築工事単位施工単価」のいずれか低い方を採用する。

## 6 単価の改定時期

単価の定期の改定時期は、単価表の種類に応じ下記のとおりとし、全面改定を原則とする。ただし、特別の事情により改定の必要が生じた場合、及び土木工事の「設計単価表」等(青森県県土整備部)において、建築工事に関係する単価を臨時に改定した場合においては、適時改定を行うものとする。

「建築工事積算単価表(I・II・参考)」	4月1日、7月1日、10月1日、1月1日
「建築工事積算単価表(市場単価・単位施工単価編)」	4月1日、7月1日、10月1日、1月1日
「鉄筋単価」	毎月1日

## 7 材料価格等採用の優先順位

積算にあたって数量に乗じる材料価格等及び複合単価の作成に用いる材料価格等は、次の優先順位により採用する。

- ① 「建築工事積算単価表」等
- ② 「設計単価表」等(青森県県土整備部)
- ③ 物価資料
- ④ 見積書

## 8 単価の採用方法

積算にあたって数量に乗じる単価は、次により決定する。

- (1) 複合単価
 

複合単価は、次の優先順位により採用する。

  - ① 「建築工事積算単価表(I・II)」
  - ② 材料価格等を用いて「公共建築工事標準単価積算基準」等に基づき作成する複合単価
- (2) 市場単価・単位施工単価
 

「建築工事積算単価表(市場単価・単位施工単価編)」を採用する。

## (3) 上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、次の優先順位により採用する。

- ① 「鉄筋単価」
- ② 「設計単価表」等(青森県県土整備部)
- ③ 物価資料
- ④ 見積書

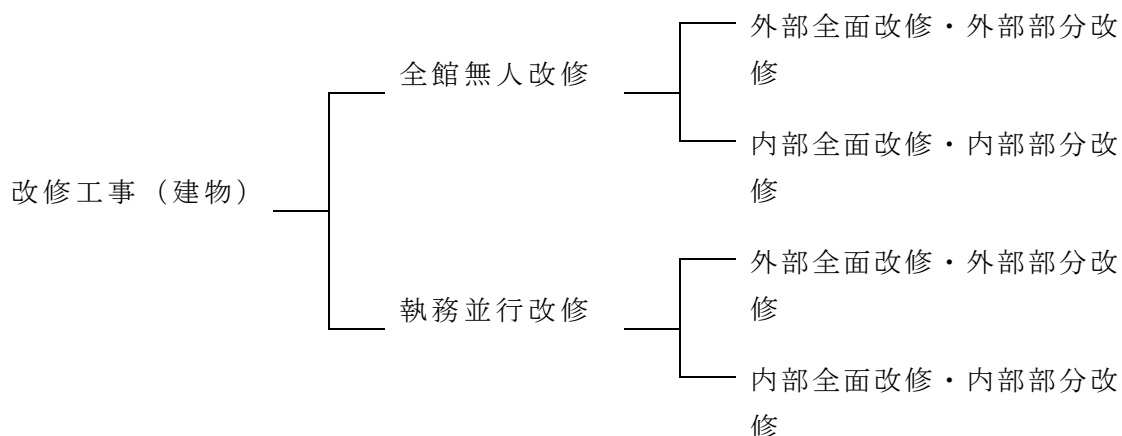
なお、物価資料及び見積書による「材工共」の単価又は価格の決定方法は、材料価格等の決定方法に準ずる。

## 9 改修工事の取り扱い

## (1) 改修工事の分類

改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。

## イ. 執務状態、部位、方法等による改修工事の分類



## ロ. 執務状態の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。

(イ) 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

(ロ) 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。

## ハ. 部位・方法の区分

改修工事は、上記執務状態の区分による二つの区分を下記のとおりさらに

細かく区分することができる。

(イ) 外部全面改修：建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。

(ロ) 外部部分改修：建物の屋根、外壁等の小規模で部分的な改修及びそれらが点在する改修をいう。

(ハ) 内部全面改修：建物の内部全面を改修する場合をいう。

(ニ) 内部部分改修：部屋単位の床、壁、天井等の個別又は複合改修及びそれらが点在する改修をいう。

間仕切り等の撤去・新設、又は設備改修等による取り合い周辺部分の改修をいう。

## (2) 改修工事における労務の所要量の割増し、単価の補正

イ．全館無人改修の場合は、単価基準の第2編、第3編、第4編及び本資料に定められた複合単価、市場単価、補正市場単価、単位施工単価、補正単位施工単価のほか参考歩掛り等を使用する。改修を理由とした労務の所要量の割増し、単価の補正は行わない。

ロ．執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮等しながら施工を行う事を前提として、表A-1、表E-1及び表M-1のとおり、工種に応じて、複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価については、労務の所要量の割増しを行い、市場単価及び補正市場単価は改修補正率を乗ずる。

著しく作業効率が悪い場合においては、表A-1、表E-1及び表M-1によらず、実状を考慮して、労務の所要量の割増し、単価の補正を行う。

単位施工単価については、ベース単価は複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務の所要量の割増しを行う。シフト単価については、物価資料の掲載価格をもとに以下の式により算定をする。

### [工事場所が物価資料の掲載都市の場合]

$$\text{改修割増し後のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、労務単価を用い、} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}}{\text{労務の所要量を割増しの上、算定したベース単価}}$$

### [工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合]

$$\text{改修割増し後のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、労務単価を用い、} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}}{\text{労務の所要量を割増しの上、算定したベース単価}}$$

表 A-1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工種	複合単価、単位施工単価、 補正単位施工単価の労務の 所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の 改修補正率	備考
仮設	—	—	—
土工	—	—	—
地業	—	—	—
鉄筋	—	—	—
コンクリート	—	—	—
型枠	—	—	—
鉄骨	—	—	—
既製コンクリート	15%増し	—	—
防水	15%増し	防水	1.07
		防水（シーリング）	1.13
石	15%増し	—	—
タイル	15%増し	—	—
木	15%増し	—	—
屋根及びびとい	15%増し	—	—
金属	15%増し	金属	1.08
左官（仕上塗材仕上）	—	—	—
左官（仕上塗材仕上以外）	15%増し	左官（仕上塗材仕上以外）	1.14
建具	15%増し	建具（ガラス）	1.09
		建具（シーリング）	1.14
塗装（改修標仕仕様）	15%増し	塗装（改修標仕仕様）	1.14
内外装	15%増し	内外装	1.11
		内外装（ビニル床材）	1.08
仕上げユニット	15%増し	—	—
排水	—	—	—
構内舗装	—	—	—
植栽	—	—	—
仮設（改修）	—	—	—
撤去	—	—	—
外壁改修	—	—	—
とりこわし	—	—	—

注）—は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。

表 E-1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工種	複合単価、単位施工単価、 補正単位施工単価の 労務の所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の 改修補正率	備考
配管工事	20%増し	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.18
		ケーブルラック	1.14
		位置ボックス及び位置ボックス用ボディング	1.17
		プルボックス	1.12
		プルボックス用接地端子	1.00
		防火区画貫通処理 ケーブル用（壁・床）	1.13
		防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.05
		（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.14
配線工事	20%増し	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.16
接地工事（屋内）	20%増し	—	—
接地工事（屋内）	—	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	—

塗装工事	20%増し	—	—	
機器搬入	20%増し	—	—	
電灯設備	20%増し	—	—	
動力設備	20%増し	—	—	
雷保護設備	20%増し	—	—	
受変電設備	20%増し	—	—	
電力貯蔵設備	20%増し	—	—	
架空線路	—	—	—	
地中線路	—	—	—	
構内交換設備	20%増し	—	—	
情報表示・拡声設備	20%増し	—	—	
誘導支援設備	20%増し	—	—	
テレビ共同受信設備	20%増し	—	—	
監視カメラ設備	20%増し	—	—	
火災報知設備	20%増し	—	—	
撤去 (再使用しない)	—	—	—	
撤去 (再使用する)	—	—	—	
再取付け	20%増し	—	—	
機器搬出	20%増し	—	—	
はつり工事	20%増し	—	—	

注) — は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。

屋外、共同溝等においては原則として労務の所要量割増し、単価の補正は行わない。

表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

工種	複合単価、単位施工単価、 補正単位施工単価の 労務の所要量割増し	市場単価及び補正市場単価の 改修補正率		備考
配管工事 (屋内一般、機械室・便所)	20%増し	—		屋上及び 外壁施工含む
配管工事 (屋外・共同溝)	—	—		
配管工事(地中)	—	—		
配管附属品	20%増し	—		
保温工事	20%増し	配管用、ダクト外用及び消音内貼	1.14	
塗装及び防錆工事	20%増し	—		
機器搬入	20%増し	—		
総合調整	20%増し	—		
土工事	—	—		
コンクリート工事	20%増し	—		屋内基礎等
機器類の据付	20%増し	—		
ダクト設備	20%増し	低圧ダクト外、排煙ダクト外及び低圧ファン類		
ダクト附属品	20%増し	既製品ボックス、制気口、ダンパ -等の取付手間のみ		
自動制御設備	20%増し	—		歩掛りによる場合
衛生器具設備 (ユニットを除く)	20%増し	取付手間のみ		
柵類	—	—		
消火設備 (特殊消火を除く)	20%増し	—		歩掛りによる場合
配管分岐・切断	20%増し	—	—	
機器搬出	20%増し	—	—	
はつり工事	20%増し	—	—	

ダクト端部閉塞	20%増し	—	—	
インバート改修	—	—	—	
撤去(再使用する)	—	—	—	
撤去(再使用しない)	—	—	—	
再取付け	20%増し	—	—	

注) —は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。

屋外、共同溝等においては原則として労務の所要量割増しは行わない。

### (3) 改修工事の積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画  
上必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切  
に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にする場合は、  
当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。

イ. 荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順に  
あった回数等を十分検討し、適切に計上する。

ロ. 荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現  
場状況に応じて適切に計上する。

ハ. 直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明  
示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切  
に計上する。

ニ. 発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックするこ  
とができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通  
常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。

## 1 0 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価

(1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内 8  
時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は  
含まれない。

(2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込  
む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、  
時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

ただし、 $K$ （割増賃金係数）＝割増対象賃金比  $\times 1 / 8 \times$  割増係数とする。

なお、 $K$ （割増賃金係数）は当該年度の「労務単価」の「割増対象賃金比及び  
1 時間当り割増賃金係数」による。

また、市場単価及び単位施工単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働  
について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算

定し市場単価及び単位施工単価を補正する。

- (3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。（労働基準法第35条）

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

なお、K（割増賃金係数）の取扱いは(2)による。

また、市場単価及び単位施工単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価及び単位施工単価を補正する。

ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

#### 1.1 設計変更時の取り扱い

設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。

#### 附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。